

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会の活動(第2条)
- 第3章 議員の活動(第3条・第4条)
- 第4章 町民と議会の関係(第5条・第6条)
- 第5章 議会と行政の関係(第7条—第10条)
- 第6章 議会運営(第11条—第14条)
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備(第15条—第19条)
- 第8章 議員定数及び報酬(第20条・第21条)
- 第9章 最高規範性と見直し手続(第22条—第25条)
- 第10章 補則(第26条)

附則

美浜町議会は、町長とともに二元代表制を構成する町の意味決定機関として、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

また、美浜町議会は、議員による合議制の機関としての特性を活かして、町民の負託に応えるべく活動し、その意思を町政に適格に反映させ、町として最良の意思決定に導く使命を有している。

特に、人口減少が加速し、地方分権改革を推し進める今日、美浜町議会は町民の代表機関として地域の発展と福祉の向上に果たすべき役割は大きく、その持てる権能を十分に発揮して、町行政の立案、決定、執行及び評価を監視し、論点及び争点を広く町民に明らかにするとともに、自ら政策の提言及び立案を行う必要がある。

わたしたち美浜町議会は、自由かつ達な議論を通してこれらの使命を達成するため、かつ、開かれた議会を目指し、積極的な情報の公開、町民の参加、議員間の自由討議、行政機関との緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保及び議会活動を支える体制の整備等について定めることとし、美浜町議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民に身近な美浜町議会(以下「議会」という。)を目指し、議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な基本的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応え、もって本町の持続的かつ豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

## 第2章 議会の活動

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、議会の権能を最大限に活用し、町民の負託に応えなければならない。

2 議会は、町民の福祉の向上に資するため、公正性及び透明性を重んじ、町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう努めなければならない。

## 第3章 議員の活動

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討論を重んじなければならない。

2 議員は、町政の諸課題について、町民の意見等を的確に把握し、これを政策形成に反映できるよう自己研鑽や資質向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、自らの議会活動について、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

### (議員の政治倫理)

第4条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

## 第5章 町民と議会の関係

### (町民との関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に行うとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

### (町民の参加)

第6条 議会は、町民との意見交換の場を設け、町民の意見を聴取して町政に反映させるものとする。

## 第5章 議会と行政の関係

### (会議における質疑及び質問)

第7条 本会議における議員の町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）への質問は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

2 議会から本会議への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しその趣旨を確認する上において、議長の許可を得て質問することができる。

### (政策等の説明)

第8条 議会は、町長が提案する重要な計画及び事業について、その審議における論点を明確にし、意思形成に資するため、町長等に対し説明を求めることができる。

2 前項の場合において、次の資料の提出を求めることができる。

- (1) 目的及び必要性
- (2) 総合計画との関係
- (3) 予算規模、その財源措置及び運営コスト
- (4) その他必要とする情報

(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議を行うに当たっては、わかりやすい説明資料の提出を町長等に求めるものとする。

- 2 前項の説明資料のうち決算における主要な施策の説明については、その評価及び課題並びに今後の方針についての説明を求めるものとする。

(議決事件の拡大)

第10条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定による美浜町議会の議決すべき事件を定める条例（平成24年美浜町条例第50号）に定めるもののほか、特に重要な計画については、議会の議決事件の拡大についての協議を町長等に求めることができる。

## 第6章 議会運営

(議会の運営)

第11条 議会は、町民に開かれた議会として、町民参加を不断に推進する議会を目指し、わかりやすい議会運営に努めるものとする。

- 2 議会は、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、町民や学識経験者等の専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を町民提案と受け止め、それに係る審議においては、必要に応じて参考人の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議長は、本会議を傍聴する者から、審議に用いる資料等を求められたときは、これに応じるものとする。

(自由討議における論点及び争点の整理)

第12条 議会は、議員間において議論を尽くして論点及び争点の整理に努めるものとする。

(政策の提案)

第13条 議会は、自ら政策を提案し、条例を立案する等、議案の提出権を積極的に行使するものとする。

(議会情報の公開)

第14条 議会は、町民の知る権利を尊重し、美浜町情報公開条例（平成15年美浜町条例第10号）に規定する議会の保有する情報の公開を図り、議会の活動を町民に説明する責務を全うするよう努めるものとする。

- 2 議会は、本会議のほか、委員会及び全員協議会を原則公開するものとする。
- 3 議会は、町民に議案並びに町の政策に対する議員の意見及び提案等を公表し、議会活

動の情報提供に努めるものとする。

## 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議会事務局の機能強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査研究及び法制執務の機能を強化するよう努めるものとする。

### (議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の資質向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

### (議会の広報活動)

第17条 議会は、多様な広報手段を用いて議会活動を広く広報し、町民の議会及び町政に対する関心を高めるよう努めるものとする。

### (交流及び連携の推進)

第18条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を図り、情報交換及び調査研究等に努めるものとする。

### (議会図書室の充実)

第19条 議会は、調査研究並びに議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

## 第8章 議員定数及び報酬

### (議員定数)

第20条 美浜町議会議員定数条例（昭和33年美浜町条例第1号）に規定する議員の定数の改正をしようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等統合的な観点から決定するものとする。

2 美浜町議会議員定数条例を改正しようとするときは、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正の理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。

### (議員報酬)

第21条 美浜町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年美浜町条例第24号）に規定する議員報酬の改正をしようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等統合的な観点から決定するものとする。

2 美浜町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例に規定する議員報酬を改正しようとするときは、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正の理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。

## 第9章 最高規範性と見直し手続

### (最高規範性)

第22条 この条例は議会における最高規範であつて、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例及び規則を制定し、又は改廃してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める原則及びこれに基づいて制定される議会関係の条例等を遵守しなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため議員の任期の初め及び必要に応じて、この条例に関する研修を行わなければならない。

### (議会改革)

第23条 議会は、この条例に基づき、不断に議会改革に取り組まなければならない。

### (評価)

第24条 議会は、議員の任期の間に1回以上、この条例の目的が達成されているかどうかを評価しなければならない。

### (見直し手続)

第25条 議会は、前条の規定による評価の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含め、適切な措置を講じるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及びその背景を詳しく説明しなければならない。

## 第10章 補則

### (委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。